

東京都健康推進プラン21（第二次）策定会議設置要綱

平成24年5月17日
24福保保健第118号

（設置）

第1 「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」の検討を踏まえ、東京都健康推進プラン21（以下「プラン21」という。）の次期計画である東京都健康推進プラン21（第二次）（以下「プラン21（第二次）」という。）を策定するため、東京都健康推進プラン21（第二次）策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2 策定会議は、次の事項を検討し、その結果を福祉保健局長（以下「局長」という。）に報告する。

- (1) プラン21の最終評価に関すること。
- (2) プラン21（第二次）の基本的な方向及び目標に関すること。
- (3) プラン21（第二次）の評価指標に関すること。
- (4) その他局長が必要と認めること。

（構成）

第3 策定会議は、次に掲げる者のうちから、局長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、関係団体の代表、関係行政機関の職員
- (2) 東京都職員

（委員の任期）

第4 委員の任期は最終報告書の完成までとする。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長）

第5 座長は、委員の互選により選任する。

2 座長は、策定会議を代表し、会務を総括する。

3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（部会）

第6 策定会議に、専門の事項を検討するための部会を設置する。

2 部会は、策定会議が定める事項について検討する。

3 部会委員は、策定会議の委員のうちから座長が指名する者、又は座長が指名する者のうちから局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。

4 部会委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。

（部会長）

第7 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総括する。

(分科会)

第8 部会に、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、部会が定める事項について検討する。
- 3 分科会委員は、部会の委員のうちから部会長が指名する者、又は部会長が指名する者の中から局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- 4 分科会委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。

(分科会長)

第9 分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は部会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会を総括する。

(関係者の出席)

第10 座長は、必要があると認めるときは、策定会議、部会及び分科会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議等の公開)

第11 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録」という。）は、公開する。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第12 策定会議及び部会の庶務は、福祉保健局保健政策部健康推進課において処理する。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。